【様式８】

**歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る誓約書**

　（提出代表者名を記載してください。）は、下記の事項を誓約します。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が占用許可及び占用計画の認定を取り消されることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

●以下のいずれにも該当しません。また、認定の有効期間中にわたって該当することはありません。

(1)　成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者等の制限行為能力者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第１項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない者

(4)　法第73条第１項の規定に基づく督促状により督促を受けている者

(5) 宗教活動又は政治活動を活動目的としている者

＜参考＞

法第71条

道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

法第73条

この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

姫路市長（道路管理者）　殿

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

　　　代表者氏名